

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」(第5回) 議事要旨
2. 日 時	平成26年12月26日(金)午後3時00分～午後4時25分
3. 議 案	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 2. 意見交換
4. 主な内容	1. 顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台) 「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての検討(タタキ台)」について、事務局から資料に基づき説明が行われた。 2. 意見交換 大要以下のような意見交換が行われた。 (以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言) ■ 前回の議論に関連して、会員の理解を深めていただくために、公認会計士協会の委員の方に2点お伺いしたい。 まず、前回会合で、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務(以下「検証業務」という。)の実務指針では、原則として財務諸表監査を受けていることとされていることに関して、「財務諸表監査が主で、検証業務がそれに付随するイメージなのか」という質問があり、これに対して「制度として財務諸表監査が先にあったから」と回答されたわけだが、少し分かりづらいので、再度その主旨を御説明いただけないか。 □ 要は、財務諸表監査を行う場合の手続きと検証業務を行う場合の手続きがあるわけだが、それぞれの手続きの中には、双方に共通する手続きがある。逆に、検証業務の場合においてのみ行う手続きもあるし、財務諸表監査の場合においてのみ行う手続きもある。言うなれば、重なる部分と、それぞれ単独で行う部分と両方あるということである。 ⇒ いろいろな監査を行えば、当然、重なる部分もあると思う。その場合に、重なる部分があるということが、財務諸表監査を行うことが前提になることの理由となるのか。 □ 検証業務は財務諸表監査を受けていることを前提としているが、要は、証券会社の財産である資産は財務諸表に載っていて、顧客から預かっている資産は分別管理されているということで、両方含めて証券会社の持っている資産の全てであるので、分別管理に関する部分について、財務諸表監査を行っているのと同じくらいの理解が必要であるということである。そういう意味では、財務諸表監査を既に行っていれば、その部分は行わなくてもよいし、行っていない場合には、少なくとも財務諸表監査を行う手続きのうちの分別管理に係る部分は必ず行わなければ検証業務の検証報告書の意見が出せないということである。 ■ お聞きしたいのは、検証業務を受けた場合に、財務諸表の少なくとも分別管

理に関連する部分について、財務諸表監査を受けたのと同程度の信頼性を得られると考えていいのかということである。検証業務が良いという意見の中には、本来は財務諸表監査を受けるのが一番良いのだが、検証業務は、財務諸表監査を半分受けたというような効果があるから良いのだという意見もあるようだが、これはそのように受け止めてよいのか。

- 証券会社の保有する資産について監査する財務諸表監査と、顧客から預かって分別管理している資産を検証する業務と、両方行って初めてその会社の全容についてOKだと言えると理解しているので、そういう意味では全部行うのがもちろん一番良いが、御指摘のとおり、顧客から預かっている資産の方がより重要だということであれば、そちらをまず行うというのは、考え方としてはおかしくないと思う。

- もう一点は、前回、「顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」という。）というのは、監査とは位置付けていないというスタンスである」旨の発言があったが、それでは検証業務と合意手続とではどこが違うかといえ、会計士が保証することで信頼性が高まるという御説明がずっとあったのだと思う。

一方で、保証というのは、誰に対して保証しているのかと言えば、現在は日証協だけで、投資家に対して保証は与えていないわけである。それが、信頼性を高める効果として、どのくらい有効なのかということがタタキ台にも出てきているわけだが、そうすると、現在の検証業務は非常に信頼性を高める効果が高く、合意手続は低いのだという理由に関して、保証を与えるという理由以外に実態的に他の理由をあまり今までお聞きしていないが、他にどこが一番違うと受け止めればよいのか。

一般的に言えば、保証業務と合意された手続きというのは、信頼性を高めるうえで雲泥の差があるということは、私も承知している。ただ、ことこの分別管理に関する問題については、合意手続においても相当詳しくいろいろと決まっていて、一般の合意された手続きにおいて、監査を受ける側が「この範囲でこれだけ調べてください」と言うて行うのとは、だいぶ実態においてしっかりしている度合いが違うと思う。もちろん法律で規定されているということもある。したがって、そういう実態を比べたうえで、保証を与える、与えないということ以外に信頼性を高める効果という意味でどこが一番大きな違いなのかお聞きしたい。

- 合意手続は、関係する証券会社と日証協と会計士で、合意した手続きをただ実施して、その結果を報告するだけである。一方で検証業務は、会計士が手続き自体を考えて、それを実施して、なおかつその結果を踏まえて総合的に判断をして、「確かに一定の水準にある」ということを確認するところまで会計士の判断で行ったうえで意見を出すということなので、そういった意味では、そもそも行う手続きも違うし、最後に総合的に判断するという点で違うのではないかと思う。

□ 今の質問に補足すると、非常に平たく言った場合に、合意手続で行った場合の標準的なモデルケースでの会計士に対するコストが仮に 100 だとした時に、検証業務で行った場合はどの程度になるのか。それはもちろん大手のような規模のところから、非常に小さい証券会社まで様々で一概に言えないと思うが、思い切ってラフな感じでお聞きしたい。それと言うのも、おそらく全委員とも検証業務の方が良いに決まっているというのは、黙示で理解されているのだと思う。ただコストパフォーマンスが見合うのかという問題が、おそらく本音の部分であって、要するに「検証業務など絶対に不要であって、合意手続が良い」と真に言われているというよりも、検証業務の方が良いだろうが、それにしても追加コストがあまりに見合わないのではないかという部分があるように感じられる。したがって、個別性が非常に強いことは承知しているが、ただいまの質問に絡んで、合意手続を 100 とした場合に検証業務はどれくらいのコストがかかるのかということは、やはり重大な関心事である。前回も関連する資料が出されたが、ものすごくばらけていた。しかし、やはりそこがポイントとしてあるのだと思う。例えば、合意手続が 100 で検証業務が 1000 だとなった場合に、極論すると、検証業務であれば合意手続の 10 倍の信頼が得られるのかとか、あるいは 100 に対して 150 であれば、やはりそちらの方が良いのかなとか、そこに経営判断の要素も加わってくるであろうと思われる。

それからもう一つは、併せて投資家の目から見た御意見を伺いたい。要するに投資家として見た場合に、この議論というのは、見えにくいというか、わかりにくい議論だと思う。ただ、この議論で一番大事なものは、証券会社に不測の事態があったときに、投資家から見て、自分のお金が不明になってしまったということがあっては絶対困るということが基本にあるということである。したがって、金商法に基づく合意手続という非常に厳密なことを行っているけれども会計士の保証はないということと、一方で検証業務を行っていればきちんと保証があるということに対しての投資家の信頼感みたいなものはどうなのかということが、やはりもう一つの目線としてあると思う。今までの業界の目線による議論は、協会員として当然しなければいけない議論であるが、何のために議論しているかといえ、投資家を不幸にしないためにどうなのだというものであり、主人公がひっくり返ってしまっても困る。

□ まず合意手続については、約束した手続きを行う義務しか会計士は負っていない。それさえやればそれ以上の責任は何もない。一方で、検証業務は、適正であるという意見を出すまでに至る手続きも含めて、必要だと判断したことを全て自分の責任で行って、その意見に対して責任を持つという意味では、そもそも比較対象ではないというのが私の認識で、そういう意味ではイメージとしては 100 対 0 である。

また、誰のための保証かということについては、会計士が保証業務を行う際は、必ずどういう利用者が想定できるかということを確認する。例えば、最も利用者の範囲が広いのは金商法の財務諸表監査であり、そもそも企業開示制度の中に会計士の監査自体が組み込まれていることがあって、有価証券報告書に

財務諸表が開示されていてそれに会計士の監査報告書が添付されているという意味では、利用者はそれこそ地球上の人類すべてということになり、それが一番極端な例である。ただ、通常、保証業務を行う場合は、その目的に従って利用者を限定して、その人たちのためにだけ行われる。この検証業務については、基本的には金融商品取引業者、証券会社が自ら分別管理についてきちんと法令を遵守して分別管理をするという義務があり、当然、証券会社自身もきちんとそれができているかどうか自社でチェックして、それに加えて外部の目で会計士も見ているという建付けなので、そういう意味では想定している利用者としては、証券会社と自主規制機関の日証協、あとは証券会社の監督官庁である御当局、そこまでしか利用者としては考えずに現在の検証業務の実務指針ができているということである。

- まず、一般投資家からすると、自分の資産は当然証券会社の財産とは分けて管理されているものだと思っているので、丸大証券のような事件があるということ自体がそもそも驚きであったということが前提としてある。

一般的に投資家は、そもそも分別管理のチェックには二つあるということを知れば、それはもちろん検証業務の方が良いだろうとストレートに反応すると思う。ただ今回、保証を与えている対象が日証協だけで投資家ではないということを知り、そもそもこの保証とは何かというところも気になったところである。一般的な投資家はここまで深い話はわからないし、マスコミもここまでわからないので、このように二つあるということが分かった瞬間に、0か100という評価に分かれていくと思うので、併存することが良いとは思わないというか、投資家は併存されたとしても二つあることを知らされれば、選ぶであろうとは思っている。ただ、その情報をマスコミの方がどの程度理解されるのかというところはあるかと思う。

- 非常に重要なところだと思うので議論の整理をしたい。誰に対してどういう関係か、その結果が誰に対して示されているかというのは非常に重要で、おそらく合意手続であれ、検証業務であれ、日証協と会計士協会と会員だけの間で閉じているものである限り、どんなコストをかけようが、安かろうが、投資家としては知る術がなければそれは同じという主旨でよい。
- そうである。ただ、一方で投資家は1,000万円までしか補償されないわけである。証券取引をしている人で1,000万円以内という人は、ほんのわずかであると思っている。かなりの人は1,000万円を超えて取引されているので、やはりこのような過去の事例があるとするならば、自分の資産を守るためには、こういう情報を得て、そして証券会社を選ぶことまでも投資家の自己責任かなと感じている。全額を補償してもらえるならばそれでいいけれども、そうではないならばやはり情報開示をすべきであるし、何かあった時に救済されない額が大きい人ほど不満が残るので、業界にとってマイナスではないかと思っている。
- おそらく議論の出発点というのは、そもそも人様のものを預かって、それは別勘定にして手をつけないというのが証券会社として預かり資産を持つ大前提なわけであるから、きちんとしていけば、その証券会社が倒産しようが、自社

の財産がどうだろうが、顧客の財産は全額そこにあるはずなのだが、万が一、そうでないことも残念ながらあるので、限られたセーフティーネットとして投資者保護基金がある、ただそれはどうしても 1,000 万円までになってしまうということが一つある。

ただ、ここの検証業務か合意手続きかというところは、そのもっと手前というか、もちろん現実には基金と関係あるのだが、そもそも論の考え方としては、それではきちんと分別されているのか、顧客の財産には手を付けない形になっているか、そこはきちんとチェックされているか、そのチェックの仕方はどうなのか、それには合意手続きと検証業務があるということだと思う。しかしながら、ほとんどの投資家は、それを知るよしもないということだと、これは何なのだということである。そこで現状、各社が検証業務又は合意手続きのどちらを受けているということは、投資家として知りうるべき状況になっているのか確認したい。

⇒ 現時点では、そういったことを日証協として開示はしていないので、投資家としては知りうるような状況にはなっていない。

□ 開示していない理由はなぜか。ルール上、開示してはいけないのか、あるいは、開示しようと思えばすぐに開示できるような状況になっているのか。

⇒ 検証業務と合意手続きについては、それぞれ日本公認会計士協会の実務指針なり、研究報告の中で開示についての規定があり、基本的には利用者のみに提供される情報ということになっているので、そこを無視して第三者の一般投資者に開示するということはできないことになっている。

□ 日証協と公認会計士協会との間の取り決めということか。

⇒ 取り決め自体は会計士協会の中の実務指針であり、研究報告であるので、その策定に当たっては私共も当然関与はしているが、実務指針及び研究報告自体は、会計士協会の中の取り決めである。

□ つまり、これはそもそも金商法があって、それが府令にとび、府令が協会規則に委ねていて、協会規則で引っ張ってきているところが、会計士協会の実務指針であるがゆえに、開示するとかそういうことが、現状では前提になっていないということでしょうか。

⇒ そうである。

□ 言い換えると、開示するためには、会計士協会の実務指針を変えていただかなければならないということか。

⇒ そうである。

□ 皆様は内側から詰めているわけだが、投資家は外側から見ることになる。今回ワーキングに参加して、結局、投資家からすると、自分の財産がきちんと保全されているかどうかを知る術がないことを知ったということである。そこは本来ならば開示されるべきなのではないかと思うし、やはり 1,000 万円までしか補償されないのであれば、なおさらそうなのかなと思う。投資家としては、そういった視点になるし、万が一、また次の事件があれば、こういう二つの検討があったにもかかわらずということで、業界全体に対するダメージがあるの

ではないかと思う。

- この資料の中で、「監査法人等が保証を与え、その結果を投資者に示すという責任ある対応」という表現や、あるいは『法令遵守に関する検証業務』への統一を行い、併せてその結果の開示を前提とする」というかなり強い言い方になっているのは、まさにその点であって、御指摘のように、会員サイドからのいろいろな議論というのは、会員とか日証協とか、そこで閉じてしまって、投資家にしてみるとそれが検証なのか合意手続なのか関係ない、そもそも情報にアクセスできなければ意味がない。したがって、ここでは当然のこと、開示というのは前提になるのだけれども、それは現状では日証協だけではどうにもならない問題なので、これは会計士協会と実務指針について前向きに取り組んでいただくとそういう理解になるかと思う。

- 以前から保証という言葉に違和感があったが、一般的に受ける保証という言葉の印象というのは、保証されるわけであるから、もし何かあった場合は弁済していただけるのかなと普通の方は思われると思う。

また、資料に過去の補償の実績があり、三洋証券や丸莊証券にも当然監査法人が入っていながら数百億円の実質負担額があったわけだが、最近のケースは、丸大証券にしても1億円であり、何百倍もの差があるではないか。すごく気になるのは、いわゆる保証を与えていないという面からすれば、今、網をかけようとしているのは数十社の話ということである。そこは考え方によると、もし被害にあったとしても数億円の話である。あるいは、中小は株券も電子化され、投資信託も自社で持っておらず、実質は顧客の現金の部分がどう動いているかだけの話である。そこに今網をかけようとしているわけだが、もし本当にこうした投資者保護基金の問題を議論するのであれば、大手でもし起こった場合に、数十億円、数百億円という額になることに対しての手だてが何も議論されていないし、日証協がどのような認識をもっているのか、あるいは、投資者保護基金がそういった問題に対して公認会計士に法的措置をとれるのかということが検討されていない。わずか数億円の話を生懸命して、実は影では数十億円、数百億円ということがどのように担保されているのか、その辺をあらためて日証協及び投資者保護基金、あるいは監査法人の方にお聞きしたい。

- この過去の補償の資料であるが、分別保管制度がスタートする以前は、ある意味で証券会社は顧客の資産を使うことができていた時期であったわけである。分別していなくていい時代の話なので、その分補償額が大きくなっているということで、分別制度ができてから初めて補償業務が発生したのが丸大証券の事例なわけである。この資料が独り歩きすると、「これだけ大変なのだ」ということだが、現状を捉えるのであれば、後半が分別になってからの事例と理解している。

- 分別管理の義務が法令で課されたのは平成11年4月だったと思う。一方、新しい基金ができて、13年3月末までは青天井で補償することになっていたかと思う。したがって、新基金での補償の事例と、それ以前の旧基金によるものに

分けられる。旧基金の段階では、分別管理の義務は課されていない時期であったので、金額的にこのように大きく差が出てくるということである。

ただ、そもそもの考え方として、しっかり分別管理していれば、証券会社に預けてある顧客の資産は必ず返還されるべきものであって、基金が補償するまでもないというのが本来の制度の在り方、あるべき姿である。それでは基金の資産とは何なのだとしたことだが、それでも万が一分別管理の基本的な義務を守らなかったとか、顧客分別金信託の差替えのタイムラグの部分でどうしても補償せざるをえなくなったときのためのものである。大前提は分別管理がしっかりできていることであり、その分別管理がしっかりできているかということとは、外部監査によって確認をしようということになっているわけである。

昨日、丸大証券の判決が出たが、その公判の公認会計士の供述調書において「あくまでも丸大証券の財務諸表が完全に正しいということを前提に自分たちは合意手続に基づいて分別管理の監査をしました。したがって、顧客分別金信託が不正流用されているということについては全くわかりませんでした。」とあるが、それは財務諸表監査をしていないわけだから当然である。一方で、被告人は、外部の監査等が入れば自分たちの行っていたことはおそらく見抜かれてしまうだろうということは考えていて、そうなった場合はしかたがないから、自分の部下に対しては正直にいうしかないということで、始めから第三者が分別をチェックする体制ができていれば、そういう不正をすることはなかったかもしれない。少なくとも、資料に書かれているように「一定の不正を見抜くことができる可能性が高まることは事実」ということである。

基金の資産は、これまで証券界が延々と積み上げてきた財産であり、これを1円たりとも毀損させてはならないし、安易に取り崩すことがあってはならない。したがって、基金としては、分別管理をしっかり守っていただき、少なくとも保証されるようなチェックの仕方をしていただくことが最低限必要だと考えている。ただ、それだけでは解決しないので、基金としても新たに何をしなければならぬか考えているところである。それは補償をしていない事例においても、分別管理に関していろいろと問題があると認識しているので、そういうものに対して、監査とは別の形で自分たちがしっかりと日頃から何らかの形でチェックをしていかないと本当に資産を守ることには繋がらないということである。したがって、先ほどの開示の問題とは分けて考えれば、分別管理ができているかどうかをしっかりと保証されることがまず前提としてなければ、初めから証券会社が出してくる財務諸表は正しいという前提で物事を見ていたら何も見えないというのが丸大証券の事例であったわけである。この資料の中で旧基金と新基金の分別管理が義務化されていたかそうではなかったか、そこは区分して考えなければいけない。

- その区分は理解したうえでお話している。しかし、昔からきちんとしている地方の証券会社でも、そういった事件が起こりえるというロジックからすれば、逆に今後も大手でそういうことがないかと言えば、それはわからないではないか。大手であっても業務の健全性から言えば、つい最近もインサイダー取引な

どいろいろなことがあるわけなので、そういった場合の手立てはきちんとなされているのかという話を聞いている。

□ 少なくとも基金から見たときに、大手については財務諸表監査が完全になされていて、なおかつ検証業務による分別管理監査がされているというところが一つ基本的にあるわけなので、基金としては、そこを抑えれば、大手で何か大きな穴をあけるなどということは、まず考えられない。

□ 本日は非常にディスカッションらしくなったと思っている。検証業務の有効性なりコストに関する側面と、経営問題に関する側面の二点が大きく分けて問題になると考えている。そして、本日は本当に有効なのかどうかという観点で事務局から質問があり、また、合意手続が費用対効果でどうかということで、100対0という話もあった。

そして金商法上の監査というものが義務付けられた時に、合意手続が監査に当たるのか、当たらないのかと、日証協なり公認会計士協会なりで相当の議論をしていただき、監査に当たるということで、我々もそれならこの制度に乗って頑張っていこうということで整理された記憶があるが、前回「監査だと思っていない」という話であったので、合意手続というものは、それほど実効性が伴わないという評価なのか、もし監査に当たらないということになれば、監査していないということになってしまうので、我々は金商法違反なのかどうか、その評価をもう一度きちんとしなければいけない。

もう一点は、丸大証券の訴訟の話があったが、ある瞬間で検証業務が入り、それが適正でも、その後何かあればそれで終わりである。したがって、たまたまその時点で入っていればみつかったのにとということだと思うので、やはり本当に合意手続と検証業務の有用性というか、実際に実務手続きでどういうふうになっていくのかといった検証が全くなされていない。それからその有用性に絡んで、我々は日証協監査を強化してはどうかとか、信頼性向上ワーキングであれば議論された外部監査勧告制度についても申し上げているが、なぜあっさりと「もうダメだ」みたいな書きぶりになっているのか。もう少し今の議論のように各論で議論する必要がある。タタキ台は「検証業務に統一ありき」と映るので、このタタキ台を見て地方の会員からは「これでは最初から議論する必要はないではないか」とまで発言をされる方がいる。ただ一方で「検証業務にしなければだめだ」という方もいる。本日の有用性の話は非常によかったと思うし、こういう議論を積み重ねていただきたい。早急に検証業務に統一ありきみたいな方向性というのは、いかがなものかなと思う。

最後にお聞きしたいのは、主査のおつもりであるが、ゴールが見えないと議論のしようがないと思う。要するにワーキングの結論を、例えば自主規制会議に上げる段取りなのか、それとも証券戦略会議の部分は意見を聞かれるのかどうか、日証協のガバナンスの問題も関わるとは思うが、どうも平行線の部分も何かあるなという気もするので、どういうスケジュールを描いておられるのかお聞きしたい。

- 基本的には日証協の機関である自主規制会議、証券戦略会議あるいは総務委員会から「前回の勧告制度では弱いので、それはまだ検証不足であり、いわゆる分別管理のチェック体制に関する検証をもう一回検討するように」と、このチームが依頼されているということである。したがって、散々議論したけれども「勧告でいいよ」という結論も理屈のうえでももちろんありうる。それゆえに、前回の勧告というところで本当にいいのかということを検証するために、まさに御指摘のとおり、各論を潰して行きつつ、議論をしているわけである。
- ただ、ワーキングとして「こういう意見がありました」「こうです」ということを出しても、その後、自主規制会議なり、証券戦略会議なりが、その機関決定として「検証業務に一本化しよう」と言うのか、「勧告でいいのだ」と「いや現状でいいのだ」と言うのか、そこは我々にはわからない。ただし決定機関にワーキングとしての報告を上げることは間違いない。
- それでは、少なくとも両論があるわけなので、最終的に報告書なり、結論を出すときに、いろいろな意見を書いていただきたい。タタキ台はあくまでもタタキ台なので一方的にこのような案が出ているが、今のうちからそう申し上げておきたい。
- そういう意味では、行政の報告書でも「という考え方がある」「ああいう考え方がある」と両論併記的にたくさん書かれるが、もちろんそのために皆様にお集まりいただいて、御意見をいただいているわけなので、それは当然書くことになる。ただ、「こういう意見がありました」と羅列するだけでは、何のために主査がいるのかもわからないので、全体の議論でいろいろな意見はあったけれども、そういう中でワーキングとしてはこういう方向で、それに対してああいう意見もあり、こういう意見もありということは、当然付けて出すことになると思う。おそらく、今の御議論をいただいている状況では、満場一致とかそういうことにはならないわけである。
- 合意手続と検証業務は金商法上の監査に当たるのか、当たらないのか、それからどう違うのか、100対0なのか。
- 先ほどの100対0というのは少し誤解があったと思う。会計士にとっての責任の観点から見れば100対0ということである。合意手続の場合は何を行うか、どの手続を行うかに関して日証協と証券会社が決めるもので、会計士が決めるものではない。会計士は、言われたことをただ行って、その結果を報告するだけである。一方、検証業務の場合は、どこまで行うかも含めて手続も全て会計士で考えて実施して、意見を出して、その意見に対して責任を持つという意味で、100対0というのは、その責任の部分である。
- したがって監査に当たるのかどうかということをお聞きしている。合意手続は監査に当たるのか。
- 現状では監査に当たると理解している。それは先ほどのとおり、金商法で言うところの分別監査に当たるかということについては、法律から日証協ルールに委ねられ、その日証協ルールが公認会計士協会の実務指針をそのまま持って

きており、その中には検証業務と合意手続の両方が含まれているからである。

- 広い意味での監査に当たるということでよいのか。
- 現状ではそうである。したがって、ここでの議論は「現在はそうなっているけれども、それでよいのか」という議論である。

- 責任の程度が違うという話であったが、この責任について、もう少し具体的にお聞きしたい。保証がされていることの効果というのは何か違いがあるのか。証券会社が破たんして基金が発動しなければならないような状況になったときに、担当された公認会計士の責任が問われ、損害賠償責任が生じるということなのか。
- それに関連して、例えば合意手続の証券会社が破たんして、顧客資産に手を付けていたというケースにおいて、先ほどの説明では、それは財務諸表の中身も見えていないのに責任の取りようがないということだが、それでは検証業務に統一して、そこで同じようなことが起きた時に、その当該監査法人の会計士はどういう責任を取るのか、例えば会計士の資格は剥奪され、その相当程度の損害賠償に対して、例えば1割とか2割の責任を追及されるようなことがありうるのか。また、仮にその損害賠償の対象になったとして、その払った損害賠償金はどこに行くのか、投資家に行くのか。
- さらに原告として訴えを出せるのは、むしろ日証協だけとか、投資家ではないという理解でよろしいか。
- そこはいかがか。要するに実際に検証業務で責任問題が発生したときに、誰が誰に対してどのような形で責任をとるのか。
 - ⇒ 一般論で平たく言えば、監査をしたことによる責任というのは、いわゆる二重責任ということで、基本的には「きちんとしています」という報告をした人が第一の責任で、この場合は証券会社がこれにあたる。監査した人というのは、結局、その監査に相当重大な手落ちがあったというような場合のみ責任を問われることになる。したがって、先ほどのように監査法人が責任を問われて訴えられたケースもあるが、粉飾等が見つかったいろいろな場合でも、そのうち監査法人が実際に責任を問われるのはごく一部で、実際には明示的に、または暗黙のうちに何か気が付いていたけれども、見逃したりするケースに限られる。
- それでは投資家から見た場合に、あまり変わらないということか。
 - ⇒ 一般的に合意された手続きというのは、結局、何をチェックするのかを当事者で合意して決めるので、すごく平たく言えば、確かにいい加減な場合もある。それでは信頼性をあまり付与されないし、その総合的な判断の保証的なものもないということだと思う。
 - もう一点だけ現在の議論の流れで注意を喚起しておきたいのは、丸大証券の件について、財務諸表について見ていないからそのまま受け取ったということだが、公認会計士がその場合に答えるべきことは、合意手続を行っていても見つからなくてしかたがなかったかどうかということが問題なわけであ

る。それを一般論として「財務諸表監査を行っていないからわからないのだ」と言ってしまうと、分別管理の監査だけ行っても、決して分別管理ができていなかったということがわからないということを言っているようなもので、それを果たしてそのまま受け止めてよいのか。今我々は、少なくとも分別管理の監査をどうすれば実効性があり、信頼性が高まるのかということを議論しているはずである。したがって、そこは財務諸表監査を行った方が良いという話と混同すべきではないし、丸大証券の公認会計士の法廷での言い訳というのは、その辺を混同しているような感じを受ける。

□ この資料の内容で、疑問が3点ある。1点目は、「②財務諸表監査について」であるが、前回までこのような話は全く出ていなかったのに、今回急に出てきたので驚いている。本ワーキングは、分別管理に関する検討を行うワーキングなので、財務諸表監査についてまで議論されるべきものかどうかというところに疑問がある。ましてや前回の議論のなかで、財務諸表監査と分別管理の監査というのは、どちらが主ということではないということであったので、特に財務諸表についてここで持ってくる必要はないと思う。

2点目は、⑤で日証協の監査について書かれているが、日証協は保証ができない、あるいは目的が異なるというのは当然なのだが、言い訳というか、日証協の監査はそれほど実行力も有効性もないので、外部監査を入れてそこは補っていかなければいけないというようにしか見えない。例えば先ほどから丸大証券の話が出ていますが、あの当時、業界の中で「丸大がおかしい」「丸大証券が自己資本規制比率 200%もあるわけがない」と噂は流れていた。それを日証協が監査に入っていながら「なぜ掴めなかったのか」というところを正直に出していただかないと、議論が進まないのではないかという気がする。

3点目は、先ほど合意手続について本当に有効なのかという話があったが、先日、地区協会の会議で議論した中で、「分別管理に関する監査法人等による監査結果報告」という、平成26年3月末の分別管理の状況に関して報告があり、実施済みが205社で、その内、検証業務が127社、合意手続が78社であった。その中で、外部監査等の結果概要として、問題なしが200社、発見事項ありが5社と報告されている。そして、発見事項ありは全て合意手続による報告であるとのことであった。つまり合意手続で十分に有効であると言えるのではないか。したがって、あくまでも検証業務でなければいけないのかということに関しては、実効性がきちんと確保されていて、合意手続でも十分に機能するならば、それで良いではないか。大手と中小とを比べればコストに大きな違いがある。それは単に金銭的なコストだけではなくて、人為的なコストである。資料の準備をはじめ監査法人に対応するための人為的なコストというのはものすごいコストである。それは大手が何百人もいる中で人ひとり充てるといえるのとは全く違う。したがって、この3点に関しては、もう少し議論の余地があると思う。

	□ 御指摘の１点目に関しては、前回お示したタタキ台は分別管理だけに限っていたが、初回から、このワーキングのミッションとして、まずは分別管理があるけれども、財務諸表監査の在り方についても、結論を出す、出さないではなく、ディスカッションはするということは申し上げてきたつもりである。 それから２番目、３番目の点に関しては、当初から各委員より相当様々な意見があつて、現に今回まで来ている。本日また新たな指摘等もあり、私の印象としてはもう少し深く掘り下げる必要があると思う。端的に言えば、投資家にはそもそも検証業務と合意手続の存在が知られていないので、投資家目線という立場に立った時に、この議論とは何なのかということに多分なるのだと思う。要するに「合意だ」「検証だ」「コストが高い」「安い」と言っても、それは投資家には関係ないではないかということはどうするのかという大きな論点があると思うので、ここについての論点は整理しなければいけない。 次に、投資家に対するアベイラビリティが今後考えられるのかということの方向性がある程度見えたということをも前提にした場合に、そこで検証業務と合意手続では、何がどう違うのか、投資家から見た場合の信頼度というもの、違うのか同じなのか、その辺をどう考えるのかという議論は当然出てくると思う。 さらに、財務諸表監査と検証業務では重なる部分と重ならない部分があつて、そこが、やや入りくりになって複雑な構えだと思う。ここも少し整理しておかなければならない。 本日は今申し上げたこと以外にもいろいろあつたと思うので、それを事務局においてしっかり整理して、次回提出していただいたうえで議論を進めたいと思う。本日「議論のためのタタキ台」とつけているのは、実はそういう狙いもあつて、これを今の段階で中間とりまとめで出すなどというつもりは全くない。まさに本日の皆様の御意見や問題提起を引き出すために、タタキ台としてお示ししているもので、本日時間の関係で御発言いただいていない委員の方がむしろ多いと思うが、御意見をお寄せいただいて、本日の論点を踏まえたディスカッションを次回お願いしたいと思う。ここで強引に「時間がないから、主査の責任でこのタタキ台でいきます」というような方式をとるつもりは毛頭ない。ただ、私が一番恐れるのは、結論ありきで大切な議論が落ちていたり、重大な論点を歪曲したり、誘導するようなことは絶対にあってはならないことなので、そういうことで進めさせていただきたいと思う。 以 上
５．その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
６．本件に関する	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）

る問い合 せ先	
------------	--